

平成23年度環境技術実証事業  
ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）  
運営全般に関するアンケート調査  
【結果まとめ】

2012/01/26  
実証運営機関  
(財) 建材試験センター

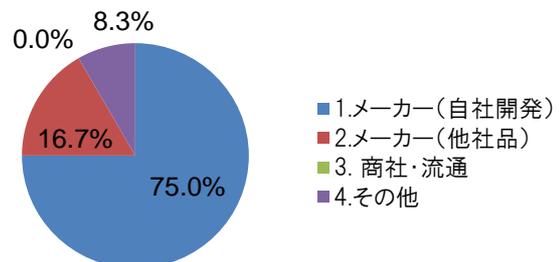
- 概要：平成21年度から平成23年度の間において、本事業により実証された製品を保有する事業者（平成23年度は、実証申請者）を対象として、本事業で発行する「ロゴマーク」の変更に係る感想および利用状況ならびにJISとの関係性についての意識調査をアンケート方式により実施した。
- 期間：平成23年12月9日から平成24年1月13日
- 依頼先：平成21年度から平成23年度における実証対象技術の保有者（平成23年度は、実証申請者）〔合計43社〕
- 回答数：12
- 回答率：12/43 = 27.9%

### 【設問 1】 ご回答いただく方について

(1) この調査票に回答いただく方についてご記入ください。

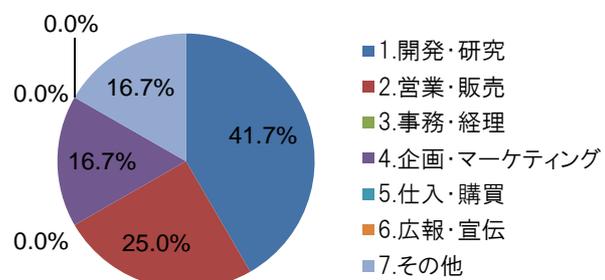
#### 業種

項目	回答数
1.メーカー（自社開発）	9
2.メーカー（他社品）	2
3. 商社・流通	0
4.その他（下欄）	1
・建設工事・リフォーム業（防水・塗装）	



#### 職種

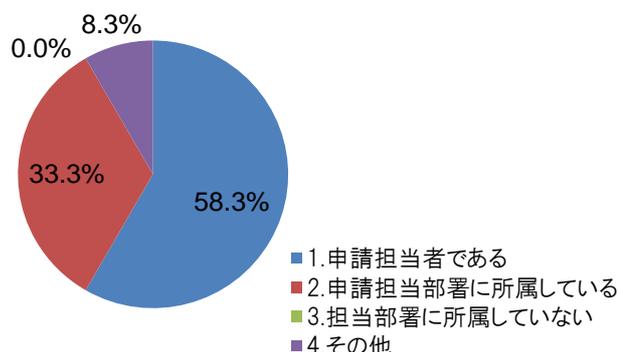
項目	回答数
1.開発・研究	5
2.営業・販売	3
3.事務・経理	0
4.企画・マーケティング	2
5.仕入・購買	0
6.広報・宣伝	0
7.その他（下欄）	2
・製造業 ・工事施工（研究・販売を含む）	



(2) この調査票に回答いただく方と本事業の関係についてご記入ください。

企業（御社）内における本事業との関係

項目	回答数
1.申請担当者である	7
2.申請担当部署に所属している	4
3.担当部署に所属していない	0
4.その他（下欄）	1
・社長	

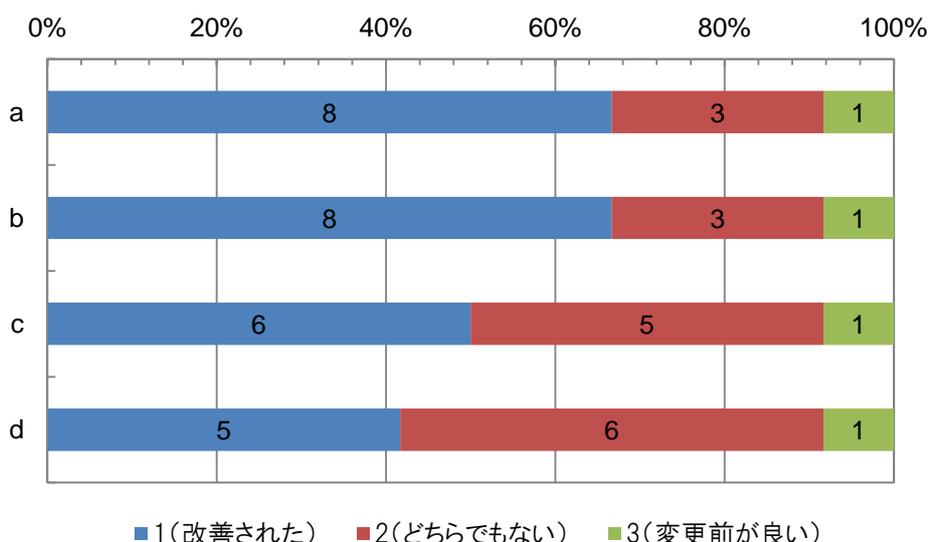


【設問 2】 実証ロゴマーク（共通ロゴマーク、個別ロゴマーク）について

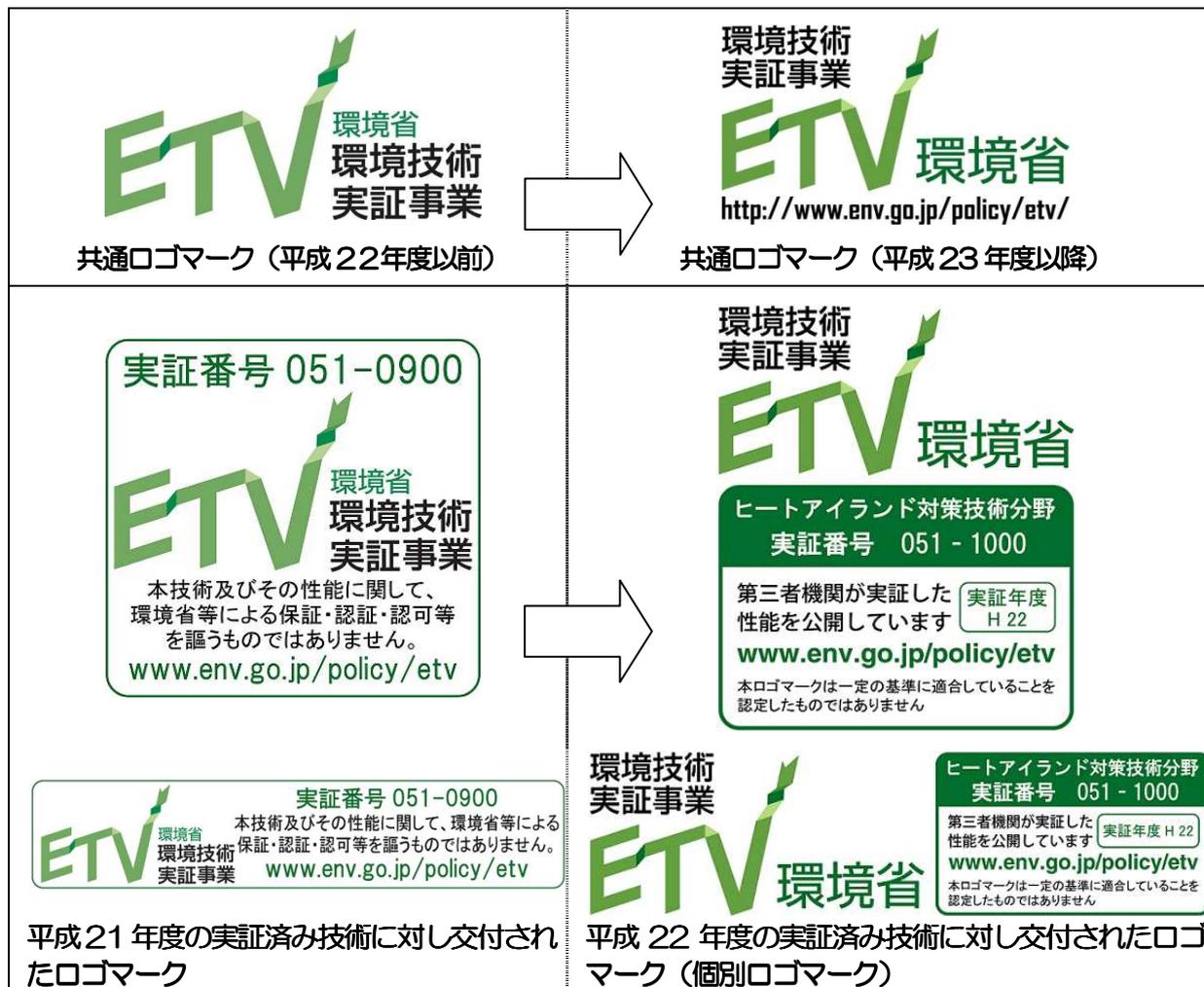
平成 21 年度以前のロゴマークと平成 22 年度個別のロゴマークでは、〔参考〕に示すように a.~ d.の点を変更しています。それぞれの変更点についてご感想をご回答願います。

項目	変更により改善された	どちらでもない	変更前の方がよい
a. 共通ロゴマークのデザイン変更 ※	8	3	1
b. 「ヒートアイランド対策技術分野」の分野名の記載追加	8	3	1
c. 「実証年度」の記載追加	6	5	1
d. 「認証を謳うものではない」の注意書きの調整	5	6	1

※ 環境省の文字を拡大



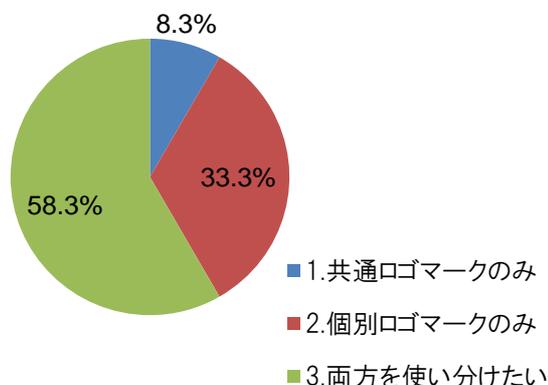
〔参考〕



### 【設問 3】 共通ロゴマークと個別ロゴマークについて

平成21年度以降、ロゴマークの固有性と表示の利便性向上のため、実証番号を記した個別ロゴマークのみを交付していますが、個別ロゴマーク及び共通ロゴマークそれぞれが交付された場合、どのような形でロゴマークを使用されたいとお考えでしょうか。また、その理由もご回答ください。

項目	回答数
1. 共通ロゴマーク（左側）のみを使いたい	1
2. 個別ロゴマーク（右側）のみを使いたい	4
3. 両方を使い分けたい ※	7



1 を選択した事業者の回答理由

No.	理由
1.	ユーザーにわかりやすくシンプルなものを使用したい為（ロゴシールで詳細説明するのは無理がある…）

2 を選択した事業者の回答理由

	理由
2.	より具体的な表記のため。2つを使い分けること自身に煩雑さを伴うため。
3.	技術を使用した素材（ガラス）に施工完了の意味合いで使用したい。
4.	製品への付与の意義が明確になるため。
5.	製品ごとにロゴマークのため、個別ロゴを使用

3 を選択した事業者の回答理由

	理由
6.	個別ロゴマークは見積時に添付し共通ロゴマークはカタログなどに使用しているため、両方必要
7.	個別ロゴマークは、マーク全体に対して文字が小さいので、マークの大きさを小さくできない。
8.	製品の資料の種類によって、使い分けたい。
9.	弊社取引先の販売方法により使い分けたい。店頭販売やカタログ販売等
10.	対顧客先によって、使い分けた方が良いと考えたから。

〔参考〕

共通ロゴマーク	個別ロゴマーク
	 <p>(縦型)</p>
	 <p>(横型)</p>

#### 【設問 4】 ETV マークに対する要望について

ETV マークの利用・表示その他に関して、ご要望などございましたらご自由にご記入ください  
(ETV マークへのお気づきの点でも結構です)。

No.	回答
1.	年号表記は、西暦にして頂きたい。
2.	ETV の略は何なのか？この説明がマークに抜けているので、再度考えて追加すべき
3.	名刺に使用する場合、共通ロゴマークには使用したい実証番号が無く個別ロゴマークでは大きすぎるところ。
4.	特になし。
5.	特にありません。
6.	やはり、ある一定のラインで足切りをしないと性能評価にはならないと思うし、エコポイントも付加しづらいのではないか？

#### 【設問 5】 実証対象技術と JIS の関係について

本事業の内容は、実証対象技術に対して、その製品の物理性能（熱・光学性能等）を求めることに加え、モデル建築物を想定し、温度上昇抑制効果や空調負荷低減効果等を数値計算により求めることです。実証対象となる技術の一部が JIS 化<sup>※</sup>され、JIS マーク品が今後市場に流通した場合においても、継続的に実証対象とする必要があるか、お考えをご回答ください。

※ 現在、当分野の実証対象となっている技術について、工業標準化法に基づいた JIS（日本工業規格）の製品規格〔JIS K 5675（屋根用高日射反射率塗料）〕が平成 23 年 7 月に制定されました。これは、屋根・屋上用高反射率塗料の性能を規定したものです。今後、屋根用高日射反射率塗料の JIS マーク品が市場に流通する可能性が予測されます。

一方、当分野の実証対象となっている技術のうち窓用日射遮蔽フィルムについても、製品規格〔JIS A 5759（建築窓ガラス用フィルム）〕が昭和 57 年 9 月に制定されております。しかし、JIS マーク品を取得する希望がないため、製品認証を行う機関がなく、現在のところ JIS マーク品は存在しません。

(1) JIS 化された製品（技術）も実証対象とした方がよいでしょうか。

(2) JIS マーク品がある製品（技術）実証対象とした方がよいでしょうか。

項目	回答数 (1)	回答数 (2)
1. Yes（継続的に対象とする方がよい）	7	7
2. No（対象としない方がよい）	3	3
— 無回答	2	2

(1) JIS化された製品(技術)について  
1 を選択した事業者の回答理由

No.	理由
1.	モデル解析こそが末端顧客にとっての参考指標に成り得ると考えるため。
2.	メーカーのメリットを考えて…
3.	同等の性能が実証されればJIS化された素材と差が無い事を確認出来る為。
4.	認知度を上げるために両方が望ましい。
5.	JIS マークと環境技術実証事業、本来の目的とは内容が異なる為
6.	JIS 規格に対する依頼感が強い。(しかし足切りのポイントは高くするべきである)

(2) JISマーク品がある製品(技術)について  
1 を選択した事業者の回答理由

No.	理由
1.	モデル解析こそが末端顧客にとっての参考指標に成り得ると考えるため。
2.	メーカーのメリットを考えて…
3.	同等の性能が実証されればJIS化された素材と差が無い事を確認出来る為。
4.	認知度を上げるために両方が望ましい。
5.	JIS マークと環境技術実証事業、本来の目的とは内容が異なる為
6.	JIS 規格に対する依頼感が強い。(しかし足切りのポイントは高くするべきである)

2 を選択した事業者の回答理由

No.	理由
7.	JIS 化製品は物性値、性能評価が済んでいるものであり不要、二重評価は不要
8.	当初の目的が終了したと考えられるため。

2 を選択した事業者の回答理由

No.	理由
7.	JIS 化製品は物性値、性能評価が済んでいるものであり不要、二重評価は不要
8.	モデル解析結果は必要であるが、JIS の意義が不明確となるため。

回答しなかった事業者の回答理由

No.	理由
9.	設問の意味が理解できないので回答は控えます。

回答しなかった事業者の回答理由

No.	理由
9.	設問の意味が理解できないので回答は控えます。

**【設問 6】 今後、本事業に期待すること、要望すること、改善すべきことについて、ご意見があればご記入ください。**

No.	理由
1.	今後とも継続的に実施していただくことを希望します。
2.	「環境省が保証認証等を保証するものではない」と言うのは非常に後ろ向きな発言と感じる。…なのにロゴマークには大きく環境省とうたわれている。これはユーザーからの誤解を受けやすいので運用についても見直しが必要では？
3.	現在、透明遮熱素材に対して判定基準が無く実証が難しいと聞いております。県によっては遮蔽係数(0.7 以下)、熱貫流率の数値だけで導入を検討しないと判断されてしまう場合があります。 「性能は遮蔽係数、熱貫流率とは異なる場合がある」と記載をお願い出来ればと思います。
4.	本来の業務範囲外と思いますが、上記のように JIS 化された後の、モデル解析結果が必要な場合の対応について、関係機関と協議して頂き、利用できるような状況を設定して頂きたい。
5.	現在日本におけるエネルギー削減は太陽光発電を主としているが、それではエネルギーに対抗する為にエネルギーを使う事となるので、著しい削減にはなり得ない。まずエネルギーを消費しない遮熱塗料等を普及させてから、省エネ発電を利用すべきである。 日本の電力料金は高すぎると思うし、太陽光発電を倍額で引き取らせるのも結局は国民の税金を使うことなので、はなはだ疑問である。